

日立市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

日立市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 3 年 3 月 3 日提出

日立市長 小 川 春 樹

(提案説明)

学校運営協議会の委員の報酬の額を定めるため、本条例を制定するも
のであります。

日立市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例

日立市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例
(昭和31年条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表附属機関の項中

「

日立市行政不服審査会の委員	日額	6,000	〃
---------------	----	-------	---

を

」

「

日立市行政不服審査会の委員	日額	6,000	〃
学校運営協議会の委員	年額	10,000	〃

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。